

令和5年度 社会福祉法人 平成福祉会 本部事業計画書

1. 法人の概要

(1) 設立等

認可年月日	平成元年7月4日
登記年月日	平成元年7月14日

(2) 法人運営

理事	定数	8名
評議員	定数	9名
監事	定数	2名

(3) 経営事業

事業の種別	名称	定員	事業開始
1種 障害者支援施設(施設入所支援・生活介護)	シャイン	50名	平成22年10月1日
2種 障害福祉サービス事業(短期入所)		2名	平成5年4月1日
2種 介護老人保健施設	ハイム・ゾンネ	84名	平成12年4月1日

2. 経営理念

- ・豊かな心で、利用者・家族に寄り添います。
- ・地域社会と想いを共有し、地域とともに歩みます。
- ・不断の改革により、サービスの向上に努めます。

3. 本部機能

法人全体の、①コンプライアンス(法令遵守)の徹底と②相互牽制と規則に基づく組織運営(コーポレートガバナンス)による不正行為発生防止体制を確立し③危機管理、④情報公開機能を担うとともに、当会が民間事業者としての創意工夫や経営効率性を発揮し、⑤地域の付託に応え、良質なサービスを合理的な価格で持続的かつ安定的に提供するために必要な利用者処遇向上ならびに職員人事施策を企画立案するとともに、⑥両施設の運営を機動的に支援します。

4. 経営環境 ～「75歳以上人口の急増」から、「現役世代の急減」へと局面が変わる中で

戦後の社会経済の牽引してきた「団塊の世代」が後期高齢者入りする2022年以降の約3年間、75歳以上人口の増加率が一時的に高まり総人口の18%(2,180万人)に達した後、2025年以降は20～64歳の現役世代が、2040年までの15年間で6,635万人から5,543万人まで17%急減すると見込まれています。[出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計(平成29年推計)」]

一方で、介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数は、2023年に233万人であったのが、2025年では243万人(+4.3%)、2040年には280万人(+20.2%)と見込まれており、人材獲得競争が更に厳しくなるものと予想されます。

ただし都道府県が推計した必要数とは、障害福祉サービスも同様に、「適切な介護・医療」を提供するために、法律によって定められた人数の基準であり、自然界を支配する「万物の理論」でもなければ、人員個々の能力や施設の機能・設備を加味したものではありません。(とはいえ、基準を満たせない事業者は、減算等ペナルティーにより“退場”を促され、高齢独居者が増加している昨今、代替事業者が見つけれなければ利用者さんが途方に暮れてしまいます。)

現在、国は介護ニーズの急増と人手不足への対応策として、①現場での“生産性の向上”を、また認知症の人の増加を見越して、②認知症介護基礎研修の義務化を推進しております。

このような状況を慮ると、いずれ近い将来、ロボット・センサー・ICT等活用を前提に、人手不足の中でも、サービスの質の維持・向上を実現できるマネジメントモデルが見い出せたとして、単に“頭数を揃えたら良しとする”ような配置基準は、見直されてゆくものと推察いたします。

5. 2023年(令和5年)度の重点方針

(1) 介護人材確保

① 中長期的な視点で育成でき、結果として長期にわたり活躍できる人材の確保

有料職業紹介事業者の積極的活用等により、地域の前途有為な人材を確保する。

② 快活でお元気な高齢者を業務を限定し、“介護助手”として確保

週あたり数日かつ短時間の勤務で、これまで介護職員が行ってきた環境整備などのケア周辺業務に従事。介護職員の負担軽減と、高齢者の社会参加による生きがい・健康維持・介護予防効果を目指す。

(2) サービス提供における“生産性向上”

国のガイドラインで介護現場における生産性向上とは、「要介護者の増加やニーズがより多様化していく中で、業務を見直し、限られた資源(人材など)を用いて一人でも多くの利用者に質の高いケアを届け」、「改善で生まれた時間を有効活用して、利用者に向き合う時間を増やしたり、自分たちで質をどう高めるかを考えていくこと」と定義づけられています。

当会はこれを参考とし、職員に「やりがい」を強く意識させることで一方的な自己犠牲を求めたり、過度な精神的・肉体的負担を強いることなく、“人しか提供できないサービスを人が提供する”体制を堅持し、便利な道具として介護ロボットの実践的な活用を推進してまいります。

以上